六	船員保険の被保険者であつた期間	船員保険法施行令第十一条第一項第一号に規定する合算額
七	国民健康保険の世帯主等であつた期間（基準日において、国民健康保険の被保険者でない場合（基準日において当該者と同一の世帯に属する全ての国民健康保険の被保険者が国民健康保険法施行令第二十九条の四の四第一項に掲げる場合に該当する場合を除く。）にあつては、計算期間における基準日まで継続して国民健康保険の世帯主等であつた期間を除く。）	国民健康保険法施行令第二十九条の四の二第一項第一号に規定する合算額
八	高齢者の医療の確保に関する法律の規定による被保険者であつた期間	高齢者の医療の確保に関する法律施行令第十六条の二第一項第一号に規定する合算額

（七十歳以上合算対象サービスについて算定した金額）

第五条の三　施行令第六条において準用する組合法施行令第十一条の三の六の二第二項に規定する文部科学省令で定めるところにより算定した金額は、次の各号に掲げる金額の区分に応じ、当該各号に定める金額とする。

一　施行令第六条において準用する組合法施行令第十一条の三の六の二第一項第一号及び第三号に掲げる金額に相当する金額　同項第一号及び第三号に掲げる金額について、それぞれ七十歳に達する日の属する月の翌月以後に受けた療養に係る同項第一号イ及びロに掲げる金額を合算した金額から次に掲げる金額を控除した金額

イ・ロ　［略］

ハ　施行令第六条において準用する組合法施行令第十一条の三の四第一項の規定により高額療養費が支給される場合にあつては、当該支給額

ニ　［略］

二　施行令第六条において準用する組合法施行令第十一条の三の六の二第一項第五号に掲げる金額に相当する金額　同号に規定する療養（七十歳に達する日の属する月の翌月以後に受けた療養に限る。）に係る金額として、次の表の上欄に掲げる前条の表の項の第二欄に掲げる金額を、次の表の下欄に掲げる金額にそれぞれ読み替えて適用する同条の規定により算定した金額

一の項	地方公務員等共済組合法施行令第二十三条の三の六第一項第一号イ及びロに掲げる金額（七十歳に達する日の属する月の翌月以後に受けた療養に係るものに限る。）の合算額（同令第二十三条の三の二第一項の規定により高額療養費が支給される場合にあつては、当該支給額に七十歳以上

六	船員保険の被保険者（組合法及び地方公務員等共済組合法に基づく共済組合の組合員を除く。第五条の四において同じ。）であつた期間	船員保険法施行令（昭和二十八年政令第二百四十号）第十一条第一項第一号に規定する合算額
七	施行令第六条において準用する組合法施行令第十一条の三の六の二第一項第五号に規定する国民健康保険の世帯主等（以下この条において「国民健康保険の世帯主等」という。）であつた期間（同項第一号に規定する基準日（以下「基準日」という。）において、国民健康保険の被保険者でない場合（基準日において当該者と同一の世帯に属するすべての国民健康保険の被保険者が国民健康保険法施行令（昭和三十三年政令第三百六十二号）第二十九条の四の四第一項に掲げる場合に該当する場合を除く。）にあつては、計算期間における基準日まで継続して国民健康保険の世帯主等であつた期間を除く。）	［同上］
八	高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）の規定による被保険者であつた期間	高齢者の医療の確保に関する法律施行令（平成十九年政令第三百十八号）第十六条の二第一項第一号に規定する合算額

（七十歳以上合算対象サービスについて算定した金額）

第五条の三　施行令第六条において準用する組合法施行令第十一条の三の六の二第二項に規定する文部科学省令で定めるところにより算定した金額は、次に掲げる金額の区分に応じ、当該各号に定める金額とする。

一　［同上］

イ・ロ　［同上］

［号の細分を加える。］

ハ　［同上］

二　［同上］

［同上］	地方公務員等共済組合法施行令第二十三条の三の六第一項第一号イ及びロに掲げる金額（七十歳に達する日の属する月の翌月以後に受けた療養に係るものに限る。）の合算額（同令第二十三条の三の二第一項の規定により高額療養費が支給される場合にあつては、当該支給額に七十歳以上